



2017年1月24日

各位

会社名 株式会社ユーシン
代表者名 代表取締役社長 岡部 哉慧
(コード番号：6985 東証第一部)
問合せ先 管理本部長 稲岡 達也
Tel：03(5401)4653

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2017年1月24日開催の取締役会において、2017年2月24日開催予定の第115回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社のグローバル化に伴い、商号の英文表記を変更するものであります。
- (2) 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年と定めておりますが、当社グループがより一層グローバルな事業展開を推進するにあたり、海外子会社を含めたグループ全体の事業年度を国際標準である12月末決算に統一することで、経営情報を適時的に的確に把握して業績管理に役立てるとともに、グローバルな事業運営の一体化と効率化を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までの1年に変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第116期事業年度は、2016年12月1日から2017年12月31日までの13ヶ月間となることなどに伴い、経過措置として附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条 (商号) 当社は、株式会社ユーシンと称し、英文では、 <u>U-SHIN LTD.</u> と表示する。	第1条 (商号) 当社は、株式会社ユーシンと称し、英文では、 <u>U-Shin Ltd.</u> と表示する。
第11条 (基準日) 当社は、毎年 <u>11月30日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第11条 (基準日) 当社は、毎年 <u>12月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

<p>② (条文省略)</p> <p>第13条 (招集) 定時株主総会は、毎年<u>2</u>月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>第43条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>12</u>月1日から<u>翌年11月30</u>日までの1年とする。</p> <p>第45条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>11</u>月<u>30</u>日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>5</u>月<u>31</u>日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>② (現行どおり)</p> <p>第13条 (招集) 定時株主総会は、毎年<u>3</u>月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>第43条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月<u>31</u>日までの1年とする。</p> <p>第45条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月<u>31</u>日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u>月<u>30</u>日とする。</p> <p>附則 <u>第1条 第13条の規定の変更は、2017年4月1日からその効力を発生する。</u> <u>第2条 第43条の規定にかかわらず、2016年12月1日から始まる第116期事業年度は、2017年12月31日までの13ヶ月間とする。</u> <u>第3条 第45条2項の規定にかかわらず、第116期事業年度の中間配当の基準日は2017年5月31日とする。</u> <u>第4条 本附則は、第116期事業年度に関する定時株主総会終結後これを削除する。</u></p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2017年2月24日(金)
定款変更の効力発行日	2017年2月24日(金)

以上